

四半期報告書

(第10期第2四半期)

自 2018年7月1日

至 2018年9月30日

フィデアホールディングス株式会社

目 次

頁

[第10期第2四半期 四半期報告書]

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	9

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	16
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	16
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	17
(5) 大株主の状況	17
(6) 議決権の状況	20

2 役員の状況	20
---------------	----

第4 経理の状況

1 中間連結財務諸表

(1) 中間連結貸借対照表	22
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	23
中間連結損益計算書	23
中間連結包括利益計算書	24
(3) 中間連結株主資本等変動計算書	25
(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	27

2 その他	49
-------------	----

3 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表	50
(2) 中間損益計算書	51
(3) 中間株主資本等変動計算書	52

4 その他	54
-------------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[中間監査報告書]

[確認書]

- (注) 1. 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
2. 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年11月27日
【四半期会計期間】	第10期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）
【会社名】	フィデアホールディングス株式会社
【英訳名】	FIDEA Holdings Co. Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 田 尾 祐 一
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【電話番号】	仙台（022）290局8800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 宮 下 典 夫
【最寄りの連絡場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【電話番号】	仙台（022）290局8800（代表）
【事務連絡者氏名】	財務主計グループ長 渡 辺 広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

（1）最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2016年度 中間連結 会計期間	2017年度 中間連結 会計期間	2018年度 中間連結 会計期間	2016年度	2017年度
		（自 2016年 4月1日 至 2016年 9月30日）	（自 2017年 4月1日 至 2017年 9月30日）	（自 2018年 4月1日 至 2018年 9月30日）	（自 2016年 4月1日 至 2017年 3月31日）	（自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日）
連結経常収益	百万円	25,011	24,805	23,543	52,185	51,026
連結経常利益	百万円	3,660	3,687	3,232	5,986	6,589
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	3,325	3,121	2,161	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	4,627	4,281
連結中間包括利益	百万円	1,301	5,120	2,468	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	△6,507	5,004
連結純資産額	百万円	120,316	116,454	117,620	111,937	115,756
連結総資産額	百万円	2,930,586	2,851,958	2,770,625	2,846,854	2,761,970
1株当たり純資産額	円	607.85	585.82	591.92	560.77	581.32
1株当たり中間純利益	円	18.48	16.89	11.60	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	25.18	22.98
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	13.83	13.27	8.97	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	20.63	18.38
自己資本比率	%	4.1	4.0	4.2	3.9	4.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	63,943	△27,742	5,039	△29,718	△87,872
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	915	70,865	10,651	44,599	176,006
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△996	△5,641	△634	△1,587	△6,274
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	122,845	109,773	169,207	72,289	154,143
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,013 [1,260]	1,991 [1,182]	1,938 [1,082]	1,982 [1,244]	1,947 [1,158]

（注）1．当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当社の最近 3 中間会計期間及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第 8 期中	第 9 期中	第10期中	第 8 期	第 9 期
決算年月		2016年 9 月	2017年 9 月	2018年 9 月	2017年 3 月	2018年 3 月
営業収益	百万円	1, 415	1, 523	3, 190	2, 946	2, 941
経常利益	百万円	541	645	2, 287	1, 287	1, 285
中間純利益	百万円	524	629	2, 273	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1, 258	1, 252
資本金	百万円	18, 000	18, 000	18, 000	18, 000	18, 000
発行済株式総数						
普通株式	千株	181, 421	181, 421	181, 421	181, 421	181, 421
B 種優先株式		25, 000	25, 000	25, 000	25, 000	25, 000
純資産額	百万円	59, 956	60, 112	61, 807	60, 087	60, 134
総資産額	百万円	73, 097	73, 239	74, 895	73, 214	73, 241
1 株当たり配当額						
普通株式	円	3. 00	3. 00	3. 00	6. 00	6. 00
B 種優先株式		2. 36	2. 25	2. 27	4. 73	4. 51
自己資本比率	%	82. 0	82. 0	82. 5	82. 0	82. 1
従業員数						
[外、平均臨時従業員数]	人	56 [13]	55 [14]	83 [9]	56 [14]	56 [14]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(中間) 期末純資産の部合計を(中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第 2 四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、個人消費や設備投資の持ち直しとともに、生産が緩やかに増加し、雇用情勢の着実な改善が続くなど、緩やかな回復基調にあります。また、当社グループの主たる営業エリアである東北地方の経済は、住宅投資が減少しているものの公共工事が高水準を維持し、生産が緩やかに持ち直し個人消費が回復しつつあるなど、緩やかな回復を続けております。

このような状況下で、当第2四半期連結累計期間の経営成績のうち連結経常収益は、資金運用収益や貸倒引当金戻入益の減少を主因に前年同期比12億61百万円（5.0%）減少し235億43百万円となりました。また、連結経常費用は、資金調達費用や経費の減少を主因に前年同期比8億5百万円（3.8%）減少し203億11百万円となりました。その結果、連結経常利益は前年同期比4億55百万円（12.3%）減少し32億32百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比9億59百万円（30.7%）減少し21億61百万円となりました。

フィデアグループは、第3次中期経営計画において、お取引先のニーズや課題にお応えするコンサルティング機能の発揮を柱とするビジネスモデルへの転換を図るとともに、抜本的な経費削減への取り組みによる筋肉質な経営体質への転換に取り組んでおります。当第2四半期連結累計期間には、投資信託や生命保険などの販売手数料を主体とする役務取引等利益の積み上げや経費削減を着実に進める一方で、有価証券利息配当金や貸倒引当金戻入益が減少したことなどから、連結経常利益、親会社株主に帰属する中間純利益ともに減益となりました。

なお、当社グループの中核的企業である子銀行2行の単体の経営成績は以下のとおりとなりました。

株式会社荘内銀行（以下、「荘内銀行」）においては、経常収益は前年同期比11億1百万円（8.7%）減少の115億51百万円、経常利益は前年同期比1億16百万円（8.2%）増加の15億22百万円、中間純利益は前年同期比2億10百万円（18.0%）減少の9億55百万円となりました。また、株式会社北都銀行（以下、「北都銀行」）においては、経常収益は前年同期比1億6百万円（0.9%）減少の112億62百万円、経常利益は前年同期比3億12百万円（16.9%）減少の15億34百万円、中間純利益は前年同期比5億34百万円（33.9%）減少の10億40百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末における主要勘定は、譲渡性預金を含む預金等残高は、公金預金を中心に前年度末比126億円（0.4%）増加し2兆5,415億円となりました。貸出金残高は、消費者ローンや事業性貸出を中心に前年度末比99億円（0.5%）減少し1兆7,284億円となりました。有価証券残高は、前年度末比40億円（0.5%）増加し7,487億円となりました。

なお、荘内銀行においては、譲渡性預金を含む預金等残高は前年度末比201億円（1.5%）減少し1兆2,719億円、貸出金残高は前年度末比197億円（2.1%）減少し9,209億円、有価証券残高は前年度末比118億円（3.1%）増加し3,936億円となりました。また、北都銀行単体の譲渡性預金を含む預金等残高は前年度末比325億円（2.6%）増加し1兆2,783億円、貸出金残高は前年度末比97億円（1.2%）増加し8,217億円、有価証券残高は前年度末比77億円（2.1%）減少し3,549億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、譲渡性預金を含む預金等の増加等により50億39百万円の収入（前年同期比327億81百万円の増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還による収入が取得による支出を上回ったこと等により、106億51百万円の収入（前年同期比602億13百万円の減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い等により、6億34百万円の支出（前年同期比50億7百万円の増加）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は1,692億7百万円（前年同期比594億34百万円増加）となりました。

- (3) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等
当第2四半期連結累計期間において、重要な変更及び新たに定めた事項はありません。
- (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題
当第2四半期連結累計期間において、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。
- (5) 研究開発活動
該当事項はありません。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内業務部門で140億27百万円、国際業務部門で10億17百万円、合計で150億44百万円（前第2四半期連結累計期間比8億55百万円減少）となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門で26億49百万円、国際業務部門で△1百万円、合計で26億47百万円（前第2四半期連結累計期間比1億96百万円増加）となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で10億7百万円、国際業務部門で△17億1百万円、合計で△6億94百万円（前第2四半期連結累計期間比2億97百万円増加）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	14,472	1,427	—	15,899
	当第2四半期連結累計期間	14,027	1,017	—	15,044
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	15,331	1,832	△69	17,094
	当第2四半期連結累計期間	14,525	1,277	△30	15,773
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	859	405	△69	1,194
	当第2四半期連結累計期間	498	260	△30	728
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,460	△8	—	2,451
	当第2四半期連結累計期間	2,649	△1	—	2,647
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,249	13	—	4,262
	当第2四半期連結累計期間	4,446	15	—	4,462
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,789	21	—	1,811
	当第2四半期連結累計期間	1,797	17	—	1,814
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	239	△1,231	—	△991
	当第2四半期連結累計期間	1,007	△1,701	—	△694
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	982	325	—	1,308
	当第2四半期連結累計期間	1,550	356	—	1,907
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	742	1,557	—	2,300
	当第2四半期連結累計期間	543	2,058	—	2,602

- (注) 1. 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前第2四半期連結累計期間3百万円、当第2四半期連結累計期間3百万円）を控除しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門で44億46百万円、国際業務部門で15百万円、合計で44億62百万円（前第2四半期連結累計期間比1億99百万円増加）となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で17億97百万円、国際業務部門で17百万円、合計で18億14百万円（前第2四半期連結累計期間比3百万円増加）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	4,249	13	4,262
	当第2四半期連結累計期間	4,446	15	4,462
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,003	—	1,003
	当第2四半期連結累計期間	968	—	968
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	825	13	838
	当第2四半期連結累計期間	852	15	867
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	23	—	23
	当第2四半期連結累計期間	35	—	35
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	1,453	—	1,453
	当第2四半期連結累計期間	1,707	—	1,707
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	35	—	35
	当第2四半期連結累計期間	35	—	35
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	275	0	275
	当第2四半期連結累計期間	258	0	258
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,789	21	1,811
	当第2四半期連結累計期間	1,797	17	1,814
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	147	21	168
	当第2四半期連結累計期間	145	17	163

（注）国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,426,715	3,192	2,429,907
	当第2四半期連結会計期間	2,406,126	3,181	2,409,307
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,120,242	—	1,120,242
	当第2四半期連結会計期間	1,203,049	—	1,203,049
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,291,810	—	1,291,810
	当第2四半期連結会計期間	1,186,521	—	1,186,521
うちその他	前第2四半期連結会計期間	14,662	3,192	17,854
	当第2四半期連結会計期間	16,555	3,181	19,736
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	161,048	—	161,048
	当第2四半期連結会計期間	132,279	—	132,279
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,587,763	3,192	2,590,955
	当第2四半期連結会計期間	2,538,405	3,181	2,541,586

（注） 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門とは当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,760,704	100.00	1,728,457	100.00
製造業	106,197	6.03	104,002	6.02
農業、林業	3,144	0.18	2,990	0.17
漁業	218	0.01	175	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	2,367	0.13	2,379	0.14
建設業	59,694	3.39	56,812	3.29
電気・ガス・熱供給・水道業	50,714	2.88	67,195	3.89
情報通信業	7,170	0.41	6,237	0.36
運輸業、郵便業	18,628	1.06	17,852	1.03
卸売業、小売業	91,087	5.17	87,086	5.04
金融業、保険業	61,536	3.50	58,458	3.38
不動産業、物品賃貸業	112,994	6.42	102,604	5.94
学術研究、専門・技術サービス業	5,394	0.31	5,156	0.30
宿泊業、飲食サービス業	21,826	1.24	21,221	1.23
生活関連サービス業、娯楽業	17,700	1.01	15,985	0.92
教育、学習支援業	3,246	0.18	3,842	0.22
医療・福祉	51,096	2.90	50,194	2.90
その他のサービス	38,249	2.17	38,063	2.20
地方公共団体	456,658	25.94	455,707	26.37
その他	652,776	37.07	632,484	36.59
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,760,704	——	1,728,457	——

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円、%)

	2017年9月30日	2018年9月30日
1. 連結自己資本比率（2／3）	9.19	9.42
2. 連結における自己資本の額	103,868	105,537
3. リスク・アセットの額	1,130,051	1,120,162
4. 連結総所要自己資本額	45,202	44,806

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

株式会社荘内銀行(単体)の資産の査定の額

債権の区分	2017年9月30日	2018年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	52	89
危険債権	168	115
要管理債権	36	28
正常債権	9,460	9,162

(注) 1. 部分直接償却は実施しておりません。

2. 金額は単位未満を四捨五入しております。

株式会社北都銀行(単体)の資産の査定の額(部分直接償却後)

債権の区分	2017年9月30日	2018年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	27	30
危険債権	77	56
要管理債権	4	3
正常債権	8,269	8,319

(注) 金額は単位未満を四捨五入しております。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	560,000,000
A種優先株式	20,206,500
B種優先株式	70,000,000
計	650,206,500

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） (2018年9月30日)	提出日現在 発行数（株） (2018年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	181,421,226	181,421,226	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
B種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等 であります。)	25,000,000	25,000,000	非上場・非登録	(注)
計	206,421,226	206,421,226	———	———

(注) B種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) B種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

① B種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付される。B種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の普通株式の終値を基準として決定され、または修正されることがあり、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する可能性がある。

② B種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたB種優先株式に係る払込金額の総額を、以下の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間（下記(6)②に定義する。以下同じ。）において、毎月1回の頻度で修正される。

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。

取得請求期間において、毎月1日の翌日以降、取得価額は、当該日までの直近の5連続取引日の当会社の普通株式の終値の平均値に相当する金額に修正される。

③ 上記の取得価額は、B種優先株式の発行決議日からの5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額を下限とする。

④ B種優先株式には、当社が、2020年4月1日以降、一定の条件を満たす場合に、当会社の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価としてB種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の取得条項が付されている。

(2) B種優先配当金

① B種優先配当金

当社は、定款第44条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当率（以下、「B種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「B種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② B種優先配当率

2010年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当率

$$\text{B種優先配当率} = \text{初年度B種優先配当金} \div \text{B種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度B種優先配当金」とは、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、B種優先株式の発行決議日をB種優先配当率決定日として算出する。）に1.00%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より2010年3月31日までの実日数である1を分子とし、365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

2010年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当率

$$\text{B種優先配当率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 1.00\%$$

なお、2010年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下、「B種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、B種優先配当率は8%とする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号もしくは同法第760条第7号に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号もしくは第765条第1項第8号に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(3) B種優先中間配当金

当社は、定款第44条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。

(4) 残余財産

① 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式を有する株主またはA種優先株式の登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(5) 議決権

B種優先株主は、株主総会において、全ての事項について議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、ある事業年度終了後、(i) (a) 当該事業年度にかかる定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、B種優先株主に対して当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金（以下、「当年度B種優先配当金」という。）の配当を行う旨の決議がなされず、かつ、当該事業年度にかかる定時株主総会に当年度B種優先配当金を支払う旨の議案が提出されない場合は、当該定時株主総会より、(b) 当該定時株主総会において当該議案が否決された場合は、当該定時株主総会の終結の時より、(ii) B種優先株主に対してその翌事業年度以降の各事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額全部（当該事業年度においてB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）にかかる剰余金の配当を行う旨の取締役会決議または株主総会決議が最初になされる時まで、上記の期間中に開催される全ての株主総会において全ての事項について議決権を行使することができる。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

B種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当社に対し、自己の有するB種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引換えに、下記③に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得を請求することのできる期間

2013年4月1日から2025年3月31日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

B種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ．に定義する。以下本(C)、下記(D) および(E) ならびに下記ハ．(D) において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a) ないし(c) の場合に依じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記(C) または本(D) による調整が行われていない場合

調整係数は1 とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1 とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われていない場合

調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ．上記イ．(A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ、(A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は本⑧に準じて調整する。

(B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ、(A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ、およびロ、に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ、(D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ、(D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ、(C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ、(A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ、(B) および(F) の場合には0円、上記イ、(C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。

ニ、上記イ、(C) ないし(E) および上記ハ、(D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ、上記イ、(E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ、(C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ、上記イ、(A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ、(A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト、取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、2020年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(6) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(4) ③に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(9) 株式の分割または併合及び株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) その他株式の権利内容等

① 単元株式数

B種優先株式の単元株式数は、当社の他の種類の株式と同様、100株であります。

② 種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めておりません。

③ 議決権の有無及び内容の差異並びにその理由

当社は、B種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行しております。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であるため、株主総会において議決権を有します。これに対し、B種優先株式は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、原則として株主総会において全ての事項について議決権を有しないものとしつつ、上記(5)のとおり、いわゆる議決権復活条項を定めております。

(11) B種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

① 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（B種優先株式）により表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

② 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年7月1日～ 2018年9月30日	—	206,421	—	18,000	—	11,735

(5) 【大株主の状況】

① 所有株式別

普通株式

2018年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	普通株式の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	7,552	4.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,165	3.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,860	2.67
GOVERNMENT OF NORWAY （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店）	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO （東京都新宿区新宿六丁目27番30号）	4,381	2.41
フィデアホールディングス従業員持株会	山形県鶴岡市本町一丁目9番7号	3,767	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,731	2.05
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店）	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US （東京都新宿区新宿六丁目27番30号）	3,663	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,590	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,349	1.29
JP MORGAN CHASE BANK 385151 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM （東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟）	2,185	1.20
計	——	41,247	22.73

B種優先株式

2018年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	B種優先株式 の発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	25,000	100.00
計	—	25,000	100.00

合計（普通株式＋B種優先株式）

2018年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	25,000	12.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	7,552	3.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,165	2.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,860	2.35
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	4,381	2.12
フィデアホールディングス従業員持株会	山形県鶴岡市本町一丁目9番7号	3,767	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,731	1.80
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	3,663	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口2)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,590	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,349	1.13
計	—	64,062	31.03

② 所有議決権数別

2018年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	75,528	4.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	61,650	3.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	48,605	2.68
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	43,814	2.42
フィデアホールディングス従業員持株会	山形県鶴岡市本町一丁目9番7号	37,679	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	37,317	2.06
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	36,632	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口2)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	25,907	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	23,494	1.29
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号 品川イ ンターシティA棟)	21,850	1.20
計	—	412,476	22.78

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2018年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	B種優先株式 25,000,000	——	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載しております。
議決権制限株式（自己株式等）	—	——	——
議決権制限株式（その他）	—	—	——
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 27,000	——	——
完全議決権株式（その他）	普通株式 181,003,900	1,810,039	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 390,326	——	同上
発行済株式総数	206,421,226	——	——
総株主の議決権	——	1,810,039	——

② 【自己株式等】

2018年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合（％）
(自己保有株式) フィデアホールディングス 株式会社	宮城県仙台市青葉区中央三 丁目1番24号	27,000	—	27,000	0.01
計	——	27,000	—	27,000	0.01

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
4. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2018年4月1日 至2018年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2018年4月1日 至2018年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。なお、新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しています。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 156,177	※7 171,262
買入金銭債権	4,121	4,019
商品有価証券	303	432
金銭の信託	14,002	17,503
有価証券	※1, ※7, ※12 744,685	※1, ※7, ※12 748,725
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,738,367	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,728,457
外国為替	※6 2,145	※6 5,366
その他資産	※7 61,391	※7 53,378
有形固定資産	※9, ※10 29,109	※9, ※10 28,329
無形固定資産	1,992	1,690
退職給付に係る資産	348	252
繰延税金資産	1,720	1,410
支払承諾見返	22,015	23,508
貸倒引当金	△14,410	△13,712
資産の部合計	2,761,970	2,770,625
負債の部		
預金	2,429,106	2,409,307
譲渡性預金	99,843	132,279
債券貸借取引受入担保金	※7 60,778	※7 45,631
借用金	※7, ※11 15,100	※7, ※11 17,300
外国為替	52	20
その他負債	11,460	17,065
退職給付に係る負債	2,266	2,279
睡眠預金払戻損失引当金	762	642
偶発損失引当金	419	375
その他の引当金	17	17
繰延税金負債	3,888	4,075
再評価に係る繰延税金負債	※9 502	※9 502
支払承諾	22,015	23,508
負債の部合計	2,646,213	2,653,004
純資産の部		
資本金	18,000	18,000
資本剰余金	29,261	29,261
利益剰余金	48,634	50,195
自己株式	△5	△5
株主資本合計	95,890	97,451
その他有価証券評価差額金	19,168	19,512
土地再評価差額金	※9 1,090	※9 1,090
退職給付に係る調整累計額	△644	△626
その他の包括利益累計額合計	19,614	19,976
非支配株主持分	250	192
純資産の部合計	115,756	117,620
負債及び純資産の部合計	2,761,970	2,770,625

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
経常収益	24,805	23,543
資金運用収益	17,094	15,773
(うち貸出金利息)	11,045	10,571
(うち有価証券利息配当金)	6,031	5,190
役務取引等収益	4,262	4,462
その他業務収益	1,308	1,907
その他経常収益	※2 2,139	※2 1,400
経常費用	21,117	20,311
資金調達費用	1,198	732
(うち預金利息)	753	450
役務取引等費用	1,811	1,814
その他業務費用	2,300	2,602
営業経費	※1 15,158	※1 14,367
その他経常費用	※3 649	※3 794
経常利益	3,687	3,232
特別利益	108	6
固定資産処分益	8	6
補助金収入	100	—
特別損失	132	253
固定資産処分損	23	19
減損損失	※4 9	※4 233
固定資産圧縮損	100	—
税金等調整前中間純利益	3,663	2,985
法人税、住民税及び事業税	633	515
法人税等調整額	△44	351
法人税等合計	589	866
中間純利益	3,073	2,118
非支配株主に帰属する中間純損失(△)	△47	△43
親会社株主に帰属する中間純利益	3,121	2,161

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
中間純利益	3,073	2,118
その他の包括利益	2,046	350
その他有価証券評価差額金	1,974	332
退職給付に係る調整額	71	18
中間包括利益	5,120	2,468
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	5,158	2,523
非支配株主に係る中間包括利益	△38	△55

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,000	29,272	45,519	△9	92,781
当中間期変動額					
剰余金の配当			△603		△603
親会社株主に帰属する中間純利益			3,121		3,121
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
連結子会社株式の取得による持分の増減		△9			△9
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	－	△9	2,518	△0	2,507
当中間期末残高	18,000	29,262	48,037	△10	95,289

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	18,808	1,127	△945	18,990	165	111,937
当中間期変動額						
剰余金の配当						△603
親会社株主に帰属する中間純利益						3,121
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
連結子会社株式の取得による持分の増減						△9
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,960	－	71	2,031	△23	2,008
当中間期変動額合計	1,960	－	71	2,031	△23	4,516
当中間期末残高	20,769	1,127	△874	21,021	142	116,454

当中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,000	29,261	48,634	△5	95,890
当中間期変動額					
剰余金の配当			△600		△600
親会社株主に帰属する中間純利益			2,161		2,161
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	－	－	1,561	△0	1,560
当中間期末残高	18,000	29,261	50,195	△5	97,451

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	19,168	1,090	△644	19,614	250	115,756
当中間期変動額						
剰余金の配当						△600
親会社株主に帰属する中間純利益						2,161
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	343	－	18	362	△58	303
当中間期変動額合計	343	－	18	362	△58	1,864
当中間期末残高	19,512	1,090	△626	19,976	192	117,620

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,663	2,985
減価償却費	1,302	1,274
減損損失	9	233
貸倒引当金の増減 (△)	△2,416	△697
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	136	113
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	142	54
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	49	△120
偶発損失引当金の増減 (△)	△11	△44
その他の引当金の増減額 (△は減少)	2	△0
資金運用収益	△17,094	△15,773
資金調達費用	1,198	732
有価証券関係損益 (△)	138	△86
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△428	177
為替差損益 (△は益)	△1	△7
固定資産処分損益 (△は益)	15	13
固定資産圧縮損	100	—
補助金収入	△100	—
貸出金の純増 (△) 減	△1,378	9,910
預金の純増減 (△)	37,586	△19,798
譲渡性預金の純増減 (△)	19,452	32,436
商品有価証券の純増 (△) 減	555	△129
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△1,100	2,200
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	1,399	△21
コールローン等の純増 (△) 減	△18	101
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△47,386	△15,147
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△4,122	△3,221
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△24	△32
資金運用による収入	17,480	16,148
資金調達による支出	△1,402	△953
その他	△35,435	△4,484
小計	△27,687	5,864
法人税等の支払額	△54	△825
営業活動によるキャッシュ・フロー	△27,742	5,039
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△156,860	△166,560
有価証券の売却による収入	178,093	121,943
有価証券の償還による収入	53,760	59,390
金銭の信託の増加による支出	△2,000	△6,000
金銭の信託の減少による収入	—	2,312
有形固定資産の取得による支出	△2,077	△366
有形固定資産の売却による収入	14	143
無形固定資産の取得による支出	△104	△210
補助金による収入	39	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	70,865	10,651

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の償還による支出	△5,000	—
リース債務の返済による支出	△37	△33
配当金の支払額	△603	△600
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の売却による収入	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,641	△634
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	7
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	37,483	15,063
現金及び現金同等物の期首残高	72,289	154,143
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 109,773	※1 169,207

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

株式会社荘内銀行
株式会社北都銀行
フィデアカード株式会社
株式会社フィデア情報システムズ
株式会社フィデアキャピタル
株式会社フィデア総合研究所

(2) 非連結子会社 4社

フィデア中小企業成長応援ファンド1号投資事業組合
荘銀めぐり応援ファンド投資事業有限責任組合
荘銀地域協奏ファンド投資事業組合
北都成長応援ファンド投資事業組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 4社

フィデア中小企業成長応援ファンド1号投資事業組合
荘銀めぐり応援ファンド投資事業有限責任組合
荘銀地域協奏ファンド投資事業組合
北都成長応援ファンド投資事業組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：5年～50年

その他：4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、原則債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で、資産査定部署より独立した資産監査部署で査定結果を監査しております。

なお、株式会社北都銀行における破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,208百万円（前連結会計年度末は12,073百万円）であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金については貸倒実績率等に基づき計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(8) その他の引当金の計上基準

その他の引当金のうち、連結子会社が行っているクレジット業務に係る交換可能ポイントについて、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：当社の連結子会社である株式会社荘内銀行において、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(13) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
出資金	276百万円	277百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
破綻先債権額	1,192百万円	1,190百万円
延滞債権額	29,720百万円	28,118百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	－百万円	－百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※４．貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年３月31日)	当中間連結会計期間 (2018年９月30日)
貸出条件緩和債権額	3,059百万円	3,132百万円
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。		

※５．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年３月31日)	当中間連結会計期間 (2018年９月30日)
合計額	33,971百万円	32,441百万円
なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。		

※６．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年３月31日)	当中間連結会計期間 (2018年９月30日)
	4,919百万円	5,215百万円

※７．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年３月31日)	当中間連結会計期間 (2018年９月30日)
担保に供している資産		
有価証券	72,843百万円	58,651百万円
計	72,843 "	58,651 "
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	60,778 "	45,631 "
借入金	10,100 "	12,300 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2018年３月31日)	当中間連結会計期間 (2018年９月30日)
有価証券	126,323百万円	129,641百万円
現金預け金	8百万円	8百万円
その他資産	41,063百万円	42,255百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年３月31日)	当中間連結会計期間 (2018年９月30日)
保証金	551百万円	558百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
融資未実行残高	307,257百万円	297,180百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	278,438百万円	274,470百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社荘内銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年9月30日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
減価償却累計額	32,076百万円	32,322百万円

※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
劣後特約付借入金	5,000百万円	5,000百万円

※12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
	8,070百万円	9,793百万円

(中間連結損益計算書関係)

※ 1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
給料・手当	6,695百万円	6,419百万円
退職給付費用	360百万円	275百万円

※ 2. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
貸倒引当金戻入益	858百万円	394百万円

※ 3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
株式等売却損	116百万円	247百万円

※ 4. 減損損失は次のとおりであります。

前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

固定資産の減損損失が発生しておりますが、金額が僅少のため記載を省略しております。

当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	宮城県内	営業店舗3カ所	建物	106百万円
稼働資産	東京都内	営業店舗2カ所	建物	54百万円
稼働資産	山形県内	営業店舗4カ所	建物	30百万円
稼働資産	秋田県内	営業店舗1カ所	建物	6百万円
遊休資産	秋田県内	遊休資産2カ所	建物	0百万円
売却予定	秋田県内	営業店舗5カ所	土地及び建物	34百万円
合計				233百万円

営業活動から生ずる損益の減少によるキャッシュ・フローの低下や遊休状態、売却方針の決定等となった上記資産について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額233百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

銀行業を営む連結子会社の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位、同一建物内で複数店舗が営業している営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、遊休資産や売却予定資産は、各資産を最小の単位としております。本部、事務センター等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

当社及び銀行業以外の連結子会社は、原則として各社単位でグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額や路線価等の市場価格を適切に反映している価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位: 千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	181,421	—	—	181,421	
B種優先株式	25,000	—	—	25,000	
合計	206,421	—	—	206,421	
自己株式					
普通株式	42	2	0	44	(注)
合計	42	2	0	44	

(注) 増加株式数は単元未満株式買取請求によるものであり、減少株式数は単元未満株式買増請求によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年5月15日 取締役会	普通株式	544	3.00	2017年3月31日	2017年6月2日
	B種優先株式	59	2.36	2017年3月31日	2017年6月2日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年11月13日 取締役会	普通株式	544	利益剰余金	3.00	2017年9月30日	2017年12月4日
	B種優先株式	56	利益剰余金	2.25	2017年9月30日	2017年12月4日

当中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	181,421	—	—	181,421	
B種優先株式	25,000	—	—	25,000	
合計	206,421	—	—	206,421	
自己株式					
普通株式	25	1	—	27	（注）
合計	25	1	—	27	

（注）増加株式数は単元未満株式買取請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年5月14日 取締役会	普通株式	544	3.00	2018年3月31日	2018年6月1日
	B種優先株式	56	2.25	2018年3月31日	2018年6月1日

（2）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年11月12日 取締役会	普通株式	544	利益剰余金	3.00	2018年9月30日	2018年12月4日
	B種優先株式	56	利益剰余金	2.27	2018年9月30日	2018年12月4日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 （自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）
現金預け金勘定	113,265百万円	171,262百万円
その他預け金（日銀預け金を除く）	△3,491 "	△2,054 "
現金及び現金同等物	109,773 "	169,207 "

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

・有形固定資産

主として電子計算機等であります。

2. リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	156,177	156,177	—
(2) 買入金銭債権（＊1）	4,100	4,100	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	303	303	—
(4) 金銭の信託	14,002	14,002	—
(5) 有価証券			
その他有価証券	741,175	741,175	—
(6) 貸出金	1,738,367		
貸倒引当金（＊1）	△14,304		
	1,724,062	1,758,436	34,374
(7) 外国為替（＊1）	2,144	2,144	—
資産計	2,641,966	2,676,340	34,374
(1) 預金	2,429,106	2,429,243	136
(2) 譲渡性預金	99,843	99,843	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	60,778	60,778	—
(4) 借入金	15,100	15,162	62
(5) 外国為替	52	52	—
負債計	2,604,880	2,605,080	199
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	334	334	—
デリバティブ取引計	334	334	—

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（＊2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	171,262	171,262	—
(2) 買入金銭債権（＊１）	4,002	4,002	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	432	432	—
(4) 金銭の信託	17,503	17,503	—
(5) 有価証券			
その他有価証券	745,176	745,176	—
(6) 貸出金	1,728,457		
貸倒引当金（＊１）	△13,593		
	1,714,863	1,744,671	29,807
(7) 外国為替（＊１）	5,364	5,364	—
資産計	2,658,606	2,688,413	29,807
(1) 預金	2,409,307	2,409,385	78
(2) 譲渡性預金	132,279	132,280	1
(3) 債券貸借取引受入担保金	45,631	45,631	—
(4) 借入金	17,300	17,333	33
(5) 外国為替	20	20	—
負債計	2,604,538	2,604,651	113
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,141)	(1,141)	—
デリバティブ取引計	(1,141)	(1,141)	—

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、ほとんどが残存期間1年以内の短期間のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格（中間連結会計期間（連結会計年度）末前1カ月の市場価格の平均）、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分毎に、将来のキャッシュ・フローを信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計を信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものは、内部格付、期間に基づく区分毎に、原則として金利満期までの元利金の合計額を信用格付毎の信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、信用リスクスプレッドは信用格付毎の累積デフォルト率、債務者区分別ロス率を基に残存期間帯別に計算しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際の店頭表示基準利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

残存期間が1年超のものです。期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積みキャッシュ・フローを見積み期間に対応した市場金利に連結子会社の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 外国為替

外国為替については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（5）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
① 非上場株式（*1）（*2）	1,547	1,544
② 組合出資金（*3）	1,962	2,003
合計	3,510	3,548

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」について記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	19,250	9,966	9,284
	債券	438,922	427,252	11,669
	国債	194,051	189,407	4,644
	地方債	167,893	163,111	4,782
	社債	76,977	74,734	2,242
	その他	85,019	72,583	12,435
	小計	543,192	509,803	33,389
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,026	4,383	△356
	債券	63,977	64,538	△561
	国債	5,947	6,011	△63
	地方債	42,772	43,152	△380
	社債	15,257	15,374	△117
	その他	129,979	134,851	△4,872
	小計	197,983	203,773	△5,790
合計		741,175	713,577	27,598

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	20,012	9,641	10,370
	債券	385,037	375,641	9,396
	国債	168,108	164,650	3,457
	地方債	150,916	146,893	4,022
	社債	66,012	64,097	1,915
	その他	87,825	73,739	14,086
	小計	492,875	459,022	33,853
中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	株式	3,521	3,933	△411
	債券	115,683	116,811	△1,127
	国債	12,769	12,984	△214
	地方債	80,401	81,144	△742
	社債	22,512	22,683	△171
	その他	133,096	137,334	△4,238
	小計	252,301	258,079	△5,777
合計		745,176	717,101	28,075

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、27百万円（うち、株式27百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおり定めております。

- (1) 時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合。
- (2) 時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合について、発行会社の財務内容や一定期間の時価の推移等を勘案し、当社グループが制定した基準に該当した場合。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

	金額（百万円）
評価差額	27,598
その他有価証券	27,598
その他の金銭の信託	—
（＋）繰延税金資産（又は（△）繰延税金負債）	△8,400
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	19,198
（△）非支配株主持分相当額	△29
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	19,168

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

	金額（百万円）
評価差額	28,075
その他有価証券	28,075
その他の金銭の信託	—
（＋）繰延税金資産（又は（△）繰延税金負債）	△8,544
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	19,530
（△）非支配株主持分相当額	△18
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	19,512

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約				
	売建	84,733	42	376	376
	買建	965	42	△41	△41
合計		——	——	334	334

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算出しております。

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約				
	売建	63,490	—	△1,153	△1,153
	買建	165	—	5	5
合計		——	——	△1,148	△1,148

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算出しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年 超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	債券先物				
	売建	10,513	—	6	6
	買建	—	—	—	—
合計		——	——	6	6

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	11,957	7,426	5,421	24,805

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	11,045	7,095	5,402	23,543

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2018年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2018年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	581円32銭	591円92銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2018年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2018年 9 月 30 日)
純資産の部の合計額	百万円	115,756	117,620
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,307	10,248
(うち優先株式払込金額)	百万円	10,000	10,000
(うち(中間)優先配当額)	百万円	56	56
(うち非支配株主持分)	百万円	250	192
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	105,449	107,371
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数	千株	181,396	181,394

2. 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2017年 4 月 1 日 至 2017年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 9 月 30 日)
(1) 1 株当たり中間純利益	円	16.89	11.60
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	3,121	2,161
普通株主に帰属しない金額	百万円	56	56
うち中間優先配当額	百万円	56	56
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純利益	百万円	3,064	2,104
普通株式の期中平均株式数	千株	181,378	181,395
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	円	13.27	8.97
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	56	56
うち B 種中間優先配当額	百万円	56	56
普通株式増加数	千株	53,763	59,523
うち B 種優先株式	千株	53,763	59,523
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 り中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

取得による企業結合

当社は、2018年7月26日開催の取締役会において、グランド山形リース株式会社の全株式を取得し、子会社化することについて決議いたしました。これに伴い、2018年8月7日付で株式譲渡契約を締結し、2018年10月1日付で全株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：グランド山形リース株式会社

事業の内容：総合リース業

② 企業結合を行った主な理由

提供ソリューションの充実とコンサルティング営業体制の強化を行うためであります。

③ 企業結合日

2018年10月1日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

フィデアリース株式会社

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式取得により、グランド山形リース株式会社の全議決権を取得するためあります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,626百万円
取得原価		1,626百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年 3 月31日)	当中間会計期間 (2018年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	728	2,082
その他	256	497
流動資産合計	985	2,579
固定資産		
有形固定資産	109	119
無形固定資産	330	375
投資その他の資産		
関係会社株式	※ 1 71,696	※ 1 71,696
繰延税金資産	24	29
その他	94	94
投資その他の資産合計	71,815	71,820
固定資産合計	72,255	72,315
資産合計	73,241	74,895
負債の部		
流動負債		
短期借入金	70	38
未払法人税等	44	33
その他	171	196
流動負債合計	286	268
固定負債		
長期借入金	12,820	12,820
固定負債合計	12,820	12,820
負債合計	13,106	13,088
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,000	18,000
資本剰余金		
資本準備金	11,735	11,735
その他資本剰余金	29,019	29,019
資本剰余金合計	40,755	40,755
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,384	3,057
利益剰余金合計	1,384	3,057
自己株式	△5	△5
株主資本合計	60,134	61,807
純資産合計	60,134	61,807
負債純資産合計	73,241	74,895

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
営業収益		
関係会社受取配当金	603	2,251
関係会社受入手数料	920	939
営業収益合計	1,523	3,190
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1 815	※1 907
営業費用合計	815	907
営業利益	707	2,283
営業外収益	74	139
営業外費用	※2 136	※2 135
経常利益	645	2,287
税引前中間純利益	645	2,287
法人税、住民税及び事業税	14	18
法人税等調整額	1	△4
法人税等合計	16	13
中間純利益	629	2,273

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

(単位：百万円)

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	18,000	11,735	29,019	40,755	1,336	1,336	△4	60,087	60,087
当中間期変動額									
剰余金の配当					△603	△603		△603	△603
中間純利益					629	629		629	629
自己株式の取得							△0	△0	△0
自己株式の処分			△0	△0			0	0	0
当中間期変動額合計	－	－	△0	△0	25	25	△0	25	25
当中間期末残高	18,000	11,735	29,019	40,755	1,362	1,362	△4	60,112	60,112

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	18,000	11,735	29,019	40,755	1,384	1,384	△5	60,134	60,134
当中間期変動額									
剰余金の配当					△600	△600		△600	△600
中間純利益					2,273	2,273		2,273	2,273
自己株式の取得							△0	△0	△0
当中間期変動額合計	－	－	－	－	1,672	1,672	△0	1,672	1,672
当中間期末残高	18,000	11,735	29,019	40,755	3,057	3,057	△5	61,807	61,807

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～24年

その他：4年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」24百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」24百万円に含めて表示しております。

(中間貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
株式	71,696百万円	71,696百万円

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
有形固定資産	26百万円	20百万円
無形固定資産	59百万円	67百万円

※2. 営業外費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
支払利息	136百万円	135百万円

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度 (2018年 3 月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間 (2018年 9 月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表 (貸借対照表) 計上額

(単位: 百万円)

	前事業年度 (2018年 3 月31日)	当中間会計期間 (2018年 9 月30日)
子会社株式	71,696	71,696
関連会社株式	—	—
合計	71,696	71,696

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

中間連結財務諸表「注記事項 (重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

4 【その他】

2018年11月12日開催の取締役会において、2018年 9 月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

(1) 普通株式

- ① 配当金の総額 544百万円
- ② 1株当たりの金額 3.00円
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2018年12月4日

(2) B種優先株式

- ① 配当金の総額 56百万円
- ② 1株当たりの金額 2.27円
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2018年12月4日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

2018年11月27日

フィデアホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 宏 和	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久 保 暢 子	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日 下 部 恵 美	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィデアホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、フィデアホールディングス株式会社及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

フィデアホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 宏 和	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久 保 暢 子	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日 下 部 恵 美	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィデアホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデアホールディングス株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年11月27日
【会社名】	フィデアホールディングス株式会社
【英訳名】	FIDEA Holdings Co. Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 田 尾 祐 一
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役副社長 宮 下 典 夫
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長田尾祐一及び最高財務責任者執行役副社長宮下典夫は、当社の第10期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。